

サブかん 契約条件

(総則)

第1条 本サブかん契約条件はオリックス・レンテック株式会社（以下甲という）とおお客様（以下乙という）との間で、ビープラッツ株式会社（以下提供元という）が提供するサブかんの利用に関して次項の手続きにより成立した個別契約（以下本契約という）に適用されます。甲は、甲または提供元所定の申込書（以下申込書という）および本契約記載の条件に基づき、サブかんのライセンス（サブかんのオプションのライセンスを含む。以下本ライセンスという）を乙に提供します。乙は申込書および本契約に定める契約条件（以下契約条件という）に基づきこれを利用するものとし、また、乙は提供元の利用規約にも同意し、これを遵守するものとし、

2. 本契約は、甲が乙より申込書を受領後、乙に対し本ライセンスの利用を開始できる日（以下開始日という）として、提供元が指定する日を通知したときをもって成立するものとします。なお、乙は、申込書を甲に交付した後は、申込書および本契約に記載した情報および契約条件の変更ならびに撤回をすることはできないものとし、

(ライセンスの提供期間)

第2条 本ライセンスの提供期間は、初月は第4条第3項による提供開始日から当月末日まで、次月以降はその月の1日から当該月の末日までの1ヶ月単位とします。なお、初月を含め、1ヶ月に満たない期間がある月においても、本ライセンスの対価は日割り計算を行いません。

2. 乙が甲に対し、第3条第2項に従い、本ライセンスの期間満了日が属する2カ月前の15日までに解約の申込みをした場合を除き、乙の本ライセンスは自動的に1ヶ月更新されるものとし、以降も同様とします。
3. 前項により本ライセンスの提供期間が更新された場合（以下更新後の期間を更新期間という）、乙は第8条に従い、更新後の本ライセンスの対価を支払うものとし、
4. 本ライセンスの提供期間中に、乙がオプションを追加する場合の当該オプションにかかるライセンスの提供期間も、第1項の条件に準ずるものとし、

(ライセンスの解約)

第3条 乙は、第2条の提供期間開始日から2ヶ月（以下最低利用期間という）経過するまでは、本ライセンスを解約できません。ただし、最低利用期間中であっても、残期間分の本ライセンスの対価（以下残料金という）を甲に対して一括して支払うことで解約することができるものとし、

2. 乙は、最低利用期間経過後、第2条第2項による更新をせず終了することを希望する場合、終了希望月の2カ月前の15日までに甲所定の解約申込書を甲に提出します。

3. 前項の申込書を甲が受領したときは、解約希望月の末日をもって提供期間が終了し、解約希望月の翌月以降、本ライセンスの対価は発生しないものとします。

(ライセンスの提供)

第4条 甲は、提供元に本ライセンスを利用するために必要なID等の情報(以下ID等という)を発行させたうえで、これを開始日までに乙指定の電子メールアドレスに対して電子メールを送付する方法により乙に提供し、乙が本ライセンスを利用できるようにするものとします。

2. ID等の提供に際し、乙が指定した電子メールのアドレスまたは送付先の誤り、乙のシステムの不具合等、乙の責に帰すべき事由による電子メールの不到着、または到着の遅延が生じた場合、乙からの通知に基づき甲は、当該電子メール等を再送する等の措置を講じますが、甲および提供元は、当該電子メールの不到着、または到着の遅延により乙に損害が生じても、一切責任を負いません。
3. 第1項に基づき甲が乙指定の電子メールアドレスに電子メールを発信したときをもって、ID等は完全な状態で提供され、本ライセンスの提供が開始したものとみなします。
4. 提供元からのダウンロードの操作・手続き等にて発生する通信障害によるシステムの中断・遅延・中止、データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本ライセンスに関する乙に生じた損害について、甲、および提供元は一切の責任を負わないものとします。

(ライセンスの再提供)

第5条 乙は、甲から購入した本ライセンスを、乙の顧客その他の第三者へ再提供してはならないものとします。

(サポートサービス)

第6条 乙は、第4条第3項による提供開始日から第2条の提供期間終了日までの間、甲に対して本契約に関する各種申し込み、解約、料金などの事項および本ライセンスに関する各種操作、障害などの事項について、乙の管理者をして甲の営業担当に電話、Emailにて問い合わせることができます。(以下「サポートサービス」といいます)

2. サポートサービスに関する事項を含め本ライセンスの利用に関する乙の窓口は乙の管理者とし、本ライセンスの利用条件に関する甲から乙への通知等について、甲は、当該管理者に対して行えば足りるものとします。
3. サポートサービスの対応時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。ただし土日、祝祭日、年末年始(12/29~1/4)、その他甲指定の休業日を除きます。
4. 乙は、サポートサービスに関する甲の義務は、第1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られることに同意します。

5. 次に定める事項はサポートサービスの対象外となります。

- ①マニュアル等に記載されている基準、範囲を超えての利用に関する問合せ
- ②エージェントの初期設定以外の各種ソフトウェア、ハードウェアの設定および導入作業およびそれらに関する問合せ
- ③エージェントに起因しない対象 I T 機器の不具合についてのお問い合わせ
- ④その他技術員を乙の指定する場所に派遣しての対応、定期点検、予防処置等

(免責)

第7条 甲は、甲が乙に提供する本ライセンスについての信頼性を確保するために万全の努力をするものとします。ただし、提供元から提供される本ライセンスの正確性、完全性等については、本ライセンスの使用目的への適合性等についての保証を含め、その責は負わないものとします。

2. 甲が本ライセンスの提供にあたり乙に提供する情報には、提供元から提供された情報が含まれますが、これらの情報の誤り等から乙に損害が生じても、甲の責任を問えないものとします。

3. 第1条第2項にかかわらず、甲は、次の各号の一に該当する場合には、乙に通知のうえ、何らの補償無しに本ライセンスの全部または一部の提供を変更または中止することができるものとします。

- ① 提供元が本ライセンスの提供に関連する装置・システム等の保守点検・更新を定期的または緊急に行うことにより、本ライセンスの提供ができなくなった場合。
- ② 火災、停電等の人為的災害により本ライセンスの提供ができなくなった場合。
- ③ 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本ライセンスの提供ができなくなった場合。
- ④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合等、甲の責に帰すべき事由によらない事情により、本ライセンスの提供が困難になった場合。
- ⑤ 理由の如何を問わず、甲と提供元との間の本ライセンスにかかる契約が終了した場合。
- ⑥ 甲の責に帰すべき事由によらず、乙と提供元との本ライセンスの提供にかかる契約が終了する場合
- ⑦ その他不測の事態により、甲が本ライセンスの提供が困難であると判断した場合。
- ⑧ 本ライセンスの提供の停止又はサーバー等に蓄積若しくは保存されたデータ等の滅失、損傷、漏洩、その他本ライセンスの提供に関連して乙その他の第三者に生じた損害について、甲は一切の責任を負いません。
- ⑨ 乙に提供するサーバー等がサイバー攻撃等、第三者による攻撃を受けた場合には、提供元は乙に事前に通知することなく、サーバー等の停止、ネットワークの切断、その他必要な措置を取ることがあります。この場合、甲は乙に生じた損害について、一切の責任を負いません。

(ライセンスの対価)

第 8 条 乙は甲に対して、本ライセンスの対価として、申込書記載の料金を、申込書記載の支払条件にて甲の請求に従い支払うものとします。

(料金改定)

第 9 条 甲は、提供元が本ライセンスの料金改定を行った場合、乙に対して本ライセンスの料金を改定することができるものとします。

2. 甲が前項の料金改定を行う場合、提供元からの変更通知を受けた後、改定実施日の 30 日前までに乙に対して料金改定の内容を通知します。
3. 乙が改定後の利用料金に同意しない場合、本契約を解約し、本ライセンスの提供を終了させることができます。この解約に伴う手続きおよび費用については乙の負担とします。

(債務不履行等)

第 10 条 乙が次の各号のいずれか一にでも該当したとき、甲は、通知、催告を要しないで、本契約の全部または一部を解除し、また、未払債務の即時一括弁済を請求することができるものとします。また、乙は、甲に損害があるときはこれを賠償します。

- ① 本契約の約定の一にでも違反したとき。
- ② 本契約以外の甲、乙間の取引の約定に違反したとき。
- ③ 支払を停止し、または手形、小切手の不渡り報告もしくは電子記録債権の支払不能通知があったとき。
- ④ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申し立てがあったとき。
- ⑤ 営業を休廃止し、または解散をしたとき。
- ⑥ 営業の継続が困難であると客観的事由に基づき判断されるとき。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、本契約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に承継、譲渡または担保に供してはならないものとします。

(消費税額・地方消費税額)

第 12 条 乙は、第 8 条の対価、その他甲に対する支払いについては、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して支払うものとします。

(遅延損害金)

第 13 条 乙が、本契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、乙は甲に対して、支払を要する日の翌日より完済の日まで年率 14.6%の割合(年 365 日の日割計算)による遅延損

害金を支払います。

(損害賠償)

第 14 条 乙による本契約または提供元の利用規約に違反する行為または本ライセンスに関連して乙の責に帰すべき事由により、甲または提供元に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償する義務を負います。

2. 甲は、本ライセンスおよび本契約に関連し乙に生じた損害につき責任を負いません。ただし、甲の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
3. 甲の故意または重過失により乙に損害が生じたときに甲が負う損害賠償の範囲は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含む）は含まないものとし、また、賠償額は総額で第 8 条に定める対価の単価（月額）の 1 カ月分相当額を上限とします。

(裁判管轄)

第 15 条 甲および乙は、本契約についての一切の紛争は、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 甲および乙は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）
 - ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
 - ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
 - ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下犯罪という）に該当する罪を犯した者
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて甲の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

- ③ 犯罪に該当する罪に該当する行為
- ④ その他前各号に準ずる行為

3. 甲または乙が前2項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、通知、催告を要しないで売買契約の全部または一部を直ちに解除することができるものとし、これにより違反した当事者に損害が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しないものとします。

(附則)

第17条 本サブかん契約条件は、2025年2月17日以降に締結される本契約について適用されます。なお、甲は、必要に応じて本サブかん契約条件の内容を改定できるものとします。改定した場合は、下記の甲のホームページにて掲示し、改定前に締結された本契約にも最新のサブかん契約条件の定めを適用するものとします。

[\(https://www.orixrentec.jp/\)](https://www.orixrentec.jp/)

【個人情報に関する条項】

第1条 個人の乙は、以下の条項が適用されます。

[個人情報の利用目的]

甲は、乙の個人情報すべてを以下の目的（以下利用目的という）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、乙はこれに同意します。

[利用目的]

- ① 甲の事業（事業内容は「オリックスの事業」(<https://www.orix.co.jp/grp/company/about/business/index.html>)をご確認ください。)について、乙からの資料のご請求、お問合せ、お申し込み、乙への甲からのご提案など乙との商談にあたり、適切な対応を行うため。
- ② 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などのお取引の場合の審査を行うため、ならびに乙のご本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
- ③ 乙とのお契約について、甲においてそのご契約の管理、ご契約や法令等に基づく乙の権利の行使への対応や甲の義務の履行を適切に行うため。また、ご契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- ④ 商品・サービスの提供に関連する各種手続き（行政手続等）の支援・取次。
- ⑤ 甲から、甲およびその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介、アンケート調査等をダイレクトメール、電子メール等によりご案内するため。
- ⑥ 乙によりよい商品、サービスを提供するための商品、サービスの開発、改善のため。
- ⑦ 乙によりご満足をいただくためのマーケティング分析に利用するため。
- ⑧ 取得した閲覧履歴や問合せ、購買履歴等の情報を分析し、ニーズに応じた商品・サービスに関する表示、広告に利用するため。

- ⑨ 甲において経営上必要な各種の管理を行うため。
- ⑩ 専門家（弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、社会保険労務士等）に助言を依頼するため。
- ⑪ 甲の業務およびこれに附帯または関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため。

2. 甲は、乙の個人情報を共同して利用することがあります。なお、共同利用の目的は、前項に記載の目的と同一です。共同利用者の範囲、その他の共同利用に関する事項についてはORIXのホームページ (<https://www.orix.co.jp/grp/>) 記載のプライバシーポリシーに従うものとします。)

第2条 乙の申込情報、乙の指定する連絡先その他本ライセンスに関連して乙が甲に開示する情報に個人情報が含まれる場合、乙は、かかる個人情報の甲および提供元への開示、および前条の乙を当該個人に置き換えて利用目的が適用されることにつき当該個人の同意を得るものとします。

以上